

令和4年第4回滝川市議会定例会（第8日目）

令和 4年12月 9日（金）

午前 9時55分 開 議

午前11時10分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 報告第 1号 監査報告について

報告第 2号 例月現金出納検査報告について

○追加日程

日程第 4 意見書案第1号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める要望意見書

日程第 5 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（15名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	木 下 八重子 君	4番	山 口 清 悦 君
5番	山 本 正 信 君	7番	関 藤 龍 也 君
8番	寄 谷 猛 男 君	9番	佐々木 和 代 君
10番	安 樂 良 幸 君	11番	本 間 保 昭 君
12番	田 村 勇 君	13番	柴 田 文 男 君
14番	荒 木 文 一 君	15番	水 口 典 一 君
16番	東 元 勝 己 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	中 島 純 一 君
教 育 長	田 中 嘉 樹 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	杉 原 慶 紀 君	総 務 部 長	和 田 英 昭 君
総 務 部 次 長	堀之内 孝 則 君	市 民 生 活 部 長	浦 川 学 央 君
保 健 福 祉 部 長	横 山 浩 丈 君	産 業 振 興 部 長	鎌 田 清 孝 君
建 設 部 長	尾 崎 敦 君	建 設 部 次 長	加 地 幸 治 君
市立病院事務部長	柳 圭 史 君	市立病院事務部次長	堀 勝 一 君
教 育 部 長	諏 佐 孝 君	教 育 部 指 導 参 事	橋 本 展 晴 君
監 査 事 務 局 長	中 川 祐 介 君	総 務 課 長	小 畑 力 也 君

企 画 課 長 平 川 泰 之 君

財 政 課 長 景 由 隆 寛 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 深 村 栄 司 君

事 務 局 副 主 幹 壽 崎 行 洋 君

書 記 高 橋 誠 君

書 記 山 本 亜希子 君

開議 午前 9時55分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、15名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において堀議員、木下議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。
なお、この場合10名の方の質問が既に終了しておりますので、プリント順位11番目の方の質問に入ります。
質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようお願いいたします。
田村議員の発言を許します。田村議員。
○田村議員 おはようございます。新政会の田村勇でございますが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

◎1、市民生活行政

1、防犯カメラの増設計画等について

まず、1、市民生活行政の防犯カメラについてお尋ねをいたします。駅前付近に2台と三楽街付近にもう一台つけるということが決まっておりますが、今後の増設計画等をお聞きします。滝川市においては過去にいろんな事件が起きています。例えば子供への声かけだとか、あるいは痴漢未遂だとか、あるいは暴力団の殺人事件等が起きています。また、滝川には現在もまだ60名を超す暴力団関係者がいるというようなことから、防犯カメラの増設を毎年計画的に進めたらいいと思うのですが、増設計画等について伺います。

○議長 長 田村議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 おはようございます。防犯カメラについてのご質問ですけれども、昨年の第4回定例会で田村議員から防犯カメラの設置についてのご質問をいただき、本年8月、滝川市で初めてとなる屋外防犯カメラの設置に至りました。先週可決していただいた補正予算により2か所目の設置となるわけですけれども、今回の答弁につきましては昨年のご質問以降進めてきました取組のご報告も兼ねて答弁させていただきたいと思います。

令和4年当初予算で承認いただいたものは、今年8月、滝川駅前に滝川市としては初めてとなる屋外防犯カメラ2台設置することができました。1台は市の予算により購入し、もう一台は寄贈によるものでございます。駅前の防犯カメラにつきましては、昨年度特殊詐欺による被害が深刻な状

況となり、容疑者が移動のためＪＲ等公共交通機関を利用していることなどを踏まえ、設置に至ったものであります。あわせて、滝川警察署と協定書を締結し、さらなる防犯力の強化に取り組んだところでございます。先日の議会でご承認いただきました三楽街に設置予定の防犯カメラにつきましては、以前から設置の必要性につきましては滝川警察署、さらには田村議員からもアドバイスをいただいておりますが、暴力団による長期にわたるみかじめ料の強要が明らかになったことを機に、防犯活動団体と三楽街振興会から防犯カメラの設置について要望書を受け、設置について協議をし、決定に至ったものでございます。設置場所につきましては、滝川警察署と協議をして、三楽街入り口ゲート前の北海道警察所有の信号柱に設置することといたしました。信号柱への防犯カメラの設置が許可されたのは、道内では旭川に次いで２例目と伺っております。

一方で、市内での防犯活動もこれまで以上に強化してきております。火曜日、１２月６日に滝川市、滝川警察署、防犯協会等５団体の約５０名が三楽街において各店舗を訪問し、啓発活動を行いました。防犯カメラの設置だけではなく、こうした市民一丸となつての防犯活動の広がりがアピール効果にもなり、犯罪抑止につながるものと考えております。防犯に関わる様々な取組が進められているところでありますが、防犯カメラの検証につきましては、駅前を設置してから４か月ほどしか経過しておりませんので、十分な検証には至っておりません。これから設置します三楽街の防犯カメラを含め、設置箇所やその効果について検証し、計画的にとまではいきませんが、滝川警察署や防犯団体等と情報交換をしながら、今後どのように進めていくべきか検討したいと考えております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 今カメラの設置場所等詳細に報告があり、本当にありがたいことだというふうに思います。ただ、ここで、費用もかかることなので、毎年毎年というわけにはいきませんが、やはり犯罪を抑止するというような効果もたくさんあるわけですから、防犯カメラというのは、９，０００円ぐらいから５０万円ぐらいまでいろいろあり、家庭用だと１０万円前後でつくというようなことも聞いておりますので、例えば家庭用に補助金を出すとか、例えば町内会に１台だとか、そういうようなことで補助金を出しながら、民間の設置場所も工夫しながらつけていくというようなお考えはありませんか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 補助制度等の考えについてでございますけれども、今駅前と三楽街につけることになっているのですけれども、一番悩んだのがどこに設置するかというところです。当初予算で認めていただきながら駅前に設置したのは８月になったというのは、適切な設置場所がなく、通常北電柱等に設置する防犯カメラですと運用上いろいろ支障があつてなかなか使い勝手が悪いということで、苦心しておりましたが駅前広場に市が建設部で管理する柱がありましたので、そこに設置することができました。今回も滝川警察署と協議して、信号柱に設置し、管理しやすいようにしています。

今後田村議員のおっしゃっているように防犯カメラを増やしていくということを考えた場合には、どこに設置するかということを考えなければならないことでありまして、それは地域の方のご理解

とご協力がないと不可能だと思っています。その中で、制度としては例えばほかのまちでは町内会等に防犯カメラの設置についての助成制度を行っているところもありますので、滝川市として防犯カメラを増やしていくのだということを目指すときにはそういった制度の検討もしていかなければならないということを以前から考えているところでございますので、今後その設置の必要性和併せて、制度が必要かどうか検討していきたいと思っております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 2、つけてある防犯カメラについてです。設置後の維持費及び管理方法について伺いたいのですが、家庭用だと維持費はほとんどかからないのです。ただ、屋外につけてあって、それに記録を取っていくというようなことであれば、吹雪の日だとか雨の日だとかがあるので、曇らないように、凍らないようにという措置も大事ではないかと思うのですが、維持費と管理方法を伺います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まず、維持費についてですけれども、滝川市が設置したものとしましては1か所、カメラは2つありますけれども、電気代として年間約2万5,000円、保守点検として1万5,000円のおよそ4万円ほど1年間でかかるというふうに把握しております。家庭用ですとか、お店の防犯用のカメラですと映像を記録する部分が大体建物の中にありますけれども、屋外型は映像を記録するハードディスクを設けなければならないことと、それは寒冷の中では使用できないので、一定程度のヒーターも設置しなければならなくて、電気代がちょっとかかるようになっております。管理方法につきましては、正常な作動が保たれるように業者による点検も行っておりますし、映像データの管理につきましては要綱に基づいてくらし支援課が適正に管理しているところでございます。

○議 長 田村議員。

◎2、道路行政

1、除雪、排雪の考え方について

○田村議員 それでは、2、道路行政、除雪、排雪の考え方についてをお伺いいたします。

まず、昨年度と今年度の除雪計画に変更があったかどうか。例えば距離だとか業者の変更とか、あと去年と今回との雪の関係もありましょうが、金額的に増える部分があったのかどうか。

○議 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 今年度の除雪計画では、除排雪作業の基準の見直しなど大きな変更点はございませんが、老朽化をした小型ロータリー除雪車の更新、それから車道除雪3つの工区、歩道除雪3つの工区においてオペレーター、運転工の変更及び車道除雪の延長を300メートル増やし、計画をして除雪体制の整備を行っております。本格的な降雪時期を迎えておりますけれども、昨年度の反省点を踏まえた中で除排雪に係る様々な課題に対応するべく、今後とも市民の皆様、市と除雪業者とが一体となって、よりよい除排雪行政を行うため、努めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 これは、昨年度と今年で除雪区間の業者の変更はあったのですか。今年は昨年度と同じ路線を同じ事業者がやるのですか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 除排雪に係る業者でございますけれども、業者につきましては昨年度と、組合が受けて、それぞれの業者がやるということで、変更はございません。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、2、苦情処理に対するマニュアルの問題でございます。昨年私が質問したときには苦情は200件以上あり、その中で破損等が100件以上あるというようなことを伺いました。縁石やポールの破損とか、そういう問題です。それに対して、業者が弁償というか、保険で負担するのか、あるいは役所がお金を出して補償しているのか、その割合と金額をお知らせください。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 ただいまの除雪に係る部分でございますけれども、除排雪の対応の基本、各地域ごとの課題あるいは問題点などにつきましては、基本的なマニュアルを作成して職員間で共有、それから受注業者と全地区の担当者とのシーズン前の打合せ、協議を行って、除排雪業務期間中は随時情報共有を行いながら取り組んでいるところでございます。一方、市民の方から寄せられる除排雪に関する苦情につきましては、高齢化あるいは生活スタイルの変化などによりニーズが多様化をしているという状況でございますので、様々なご意見、ご要望がございます。苦情対応につきましては、地理的条件あるいは近隣の環境による要因の様々な要素をもって総合的な状況判断、かつ臨機応変な対応が必要となりますことから、マニュアル的な対応は難しいという一面もございます。個別に都度都度現場を見させていただきまして、その中で対応しております。

それから、破損の状況でございますが、ご質問がありました中で、市のほうで維持費を使って補修をしている件数につきましては95件、金額にして120万円ということでございます。これにつきましては、道路の例えばマンホールですとか、グレーチングのますですとか、経年劣化によって道路側にちょっと問題があったという場合については維持費で修繕をしております。それ以外、例えば業者がちょっと削り過ぎてしまったとか、操作のミスによるものについては業者のほうで直しておりますので、我々のほうでは件数、金額等は把握しておりません。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 市で直している分が95件と、数が多いのか少ないのかは分かりませんが、これはどこが申告するのですか。例えば地域住民の方からの通報だとか、あるいは業者がここを壊しましたと自主申告だとか、この95件はどういうふうにして把握しているのですか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 95件の破損箇所についてでございますけれども、基本的には作業をしている維持管理協同組合の業者からということがほとんどでございます。ただ、市民からの通報も若干ございまして、我々も常日頃パトロールをしておりますので、そのようなことで、基本的には作業されている業者からということでございます。

○議長 長 田村議員。

◎3、教育行政

1、児童生徒の虐待について

2、スキー・スノーボード学習について

○田村議員 それでは、教育行政で児童生徒の虐待についてであります。昨日も虐待についての質問がありましたが、少子高齢化の中で虐待が年々増加しているというのは逆行しているような気がしてなりません。人口が減って、高齢化が進んで、少子であれば虐待は逆に減るのではないかと思うのですが、増えている。道内においては今年の4倍ぐらいになっているという話なのですが、虐待についてどのように滝川市としては把握しているか。

○議長 長 答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 児童生徒の虐待の把握と対応についてお答えいたします。

今議員のほうからもありましたように、全道、全国的に児童虐待が増加傾向にある中、滝川市においては保健福祉部、子育て応援課が中心となり、対応しておりますけれども、学校の気づきによって虐待が明らかになるケースもあることから、教育委員会としても学校や関係機関と連携して取組を進めることが重要であると認識しております。各学校においては、児童虐待の疑いがある、そういった場合には養護教諭や学級担任が子供の体の状況を確認するとともに、聞き取りなどを行っております。そして、虐待の疑いが強いという場合には、学校から教育委員会及び市のこども家庭相談室に報告がなされ、児童相談所とも連携して対応しております。また、児童相談所により一時保護の措置が取られた場合には、北海道教育委員会にも報告することとなっております。さらに、児童虐待が確認された場合には、子育て応援課が主体となり、昨日の答弁にもありましたけれども、要保護児童対策等地域協議会によるケース検討会議が招集され、教育委員会や学校、警察を含む関係者が情報共有を行い、児童生徒の安全確保や支援の在り方について検討しております。

虐待の未然防止、早期発見に向けては、教職員が児童生徒一人一人の細かな変化に気づくことが大切と考えており、教育相談の機会を適切に設定するなど、子供たちがSOSを出しやすい環境づくりやスクールソーシャルワーカーによる家庭支援を行うとともに、教育委員会に配置されている教育支援専門員による学校訪問等を通じて情報を共有し、連携して取組を進めていくことが大切と考えております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 この通告にも書いてありますが、市内小中学校及び滝川西高校の児童生徒の虐待数を教えてください。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 滝川市内における虐待の相談件数については、昨日保健福祉部のほうから、ここ数年相談自体が50件程度で推移しているというご答弁があったかというふうに思います。そのうち、実際に虐待事案として認知されたものが数件ということでありましたけれども、本市の児童生徒に関与するものがさらにそのうちの数件という認識であります。事案が虐待ということで、今

年何件、昨年何件という詳細な数字を申し述べることはこの場ではちょっと差し控えさせていただきたいというふうに思いますけれども、先ほども申し上げましたとおり、児童生徒が一時保護となった場合には、学校から報告を受けて、教育委員会、それから市の子育て応援課とも情報共有しているというような状況になっております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 数名いるということは分かりました。それについて、2、スクールソーシャルワーカーの各校に配置されている人数、あるいは今後配置するのか、全く配置されていないのかというようなことをお聞きます。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 スクールソーシャルワーカーの任用状況についてお答えいたします。

スクールソーシャルワーカーは、現在教育委員会に1名配置されており、学校からの要請に応じて市内の小中学校に派遣をしております。また、児童生徒や保護者からの相談やカウンセリングに対応するため、小学校に1名、中学校に2名、滝川西高等学校に1名のスクールカウンセラーを配置しているところです。北海道内でも児童虐待の件数が増加している実態を踏まえ、今後もこうした体制を維持するとともに、先ほども申し上げましたけれども、子育て応援課や岩見沢の児童相談所との連携、教職員研修等を通じて学校の対応力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次に行きますが、今の答弁を聞いていて、教育委員会にソーシャルワーカーが1名しかいないとのことですが、それで足りているのか、それとも全く足りないのか。その辺も含めて、これからのソーシャルワーカーの育成、対応能力、そういうことが必要だと思うのですが、ソーシャルワーカーというのは心理職だとか、あるいは専門職などと言われている職だと思うのですが、そういう者の育成というのは必要だと思うわけですが、まず1名で足りているのか、そして3番目に書いてある育成と対応力、そういうものをどういうふうに考えられているかをお聞きいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 スクールソーシャルワーカーの任用、それが現実問題として足りているのかということと、その育成、対応力の向上についてというご質問でありましたけれども、1名で市内の9校の小中学校をカバーしているということになりますので、ただこの後申し上げますけれども、本市のスクールソーシャルワーカーについては非常に経験豊富な方を任用しているということで、きめ細かく対応が現状ではできているというふうに認識しております。ただ、人数が本当に多ければ多いほど、さらに例えば学校に1名ずつとか配置できれば、それは理想かというふうにも思うのですが、議員からお話がありましたように、専門的な知識だとか、そういうものが非常に求められる職でもあるので、人の確保だとか、それから経費の面だとか、そういうことがありますので、なかなか理想どおりにはいかないというふうに思っております。

後段のスクールソーシャルワーカーの育成と対応力の向上という面では、今申し上げましたけれども、本市においては教員免許を所有して過去に学校での教員経験とともにスクールソーシャルワ

ーカーとしての豊富な実務経験を持つ方を任用しております。本市も指定を受けている北海道教育委員会のスクールソーシャルワーカー活用事業においては、スクールソーシャルワーカーについて社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉に関する資格の有資格者、または教育と福祉の両面に関して専門的な知識、技能を有する者というふうになされており、今後においては福祉に関する有資格者の任用なども考慮すべきというふうには考えております。

スクールソーシャルワーカーの業務は、児童虐待のうちネグレクトなどはもとより、不登校やいじめ、それから今問題になっておりますヤングケアラーなど、貧困に関することなど多岐にわたることから、現場での実務経験を積むとともに、スクールソーシャルワーカーを対象とした研修会が年に数回開かれておりますので、そういったものにも本市のスクールソーシャルワーカーは参加して経験を上げているというところでございます。今後もスクールソーシャルワーカーなどの専門人材の効果的な活用を図るとともに、外部の専門家にも協力をいただきながら、子供や家庭が抱える様々な問題に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 それでは、2、スキー・スノーボード学習についてであります。

昨年度はスキー連盟のインストラクター14名が、学校から頼まれて行っていました。その日には、1月18日から2月24日まで、カムイリンクス、そっち岳、かもい岳の3スキー場で166名の学習支援を行ったということでございます。そういう支援なのですが、今年のスケジュールとしてはこれぐらいのまた同じような定数なのかどうか。昨年場合は学校閉鎖もありました。西小6学級、第二小学校1学級、東小学校1学級というような学級閉鎖があって、その分休みというようなこともあったのですが、いずれにしても第一小学校、第二小学校、第三小学校、西小学校、東小学校、江部乙小学校、そして明苑中学校、開西中学校というような学校からスキーの要請があるということでした。学校の先生方はなかなか対応できないということで、インストラクターへ要請が来るわけですが、今年のそういう計画はどうなっているのかお聞きします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 市内の小中学校のスキー学習の計画についてお答えいたします。

今年度のスキー学習につきましては、市内の小学校全てで各学年2回ずつ、それから明苑中学校と開西中学校の1、2年生も各学年各学級2回ずつの実施を予定しております。使用するスキー場は、おおむね小学校の低学年、1年生から3年生はそっち岳のスキー場、それから小学校の高学年からはカムイスキーリンクスを使用しておりますが、明苑中学校についてはかもい岳スキー場の再開に伴い、かもい岳を使っているということになっております。それから、今議員から詳しくご説明がありましたけれども、連盟の方への外部講師のお願いというのを今年もぜひお願いしたいというふうに考えております。今のところの予定では、1回当たり1名から4名の外部指導者の派遣をお願いしたいと考えておまして、市内全体で延べ76回、162名の指導者の方に今年度も指導をお願いしたいというふうに考えております。昨年度はコロナの関係で急遽臨時休業になったりして、前日などに急な連絡でご迷惑をおかけしたかなというふうに思いますし、まだコロナについてはこういう状況であるので、今年もそういったことでご迷惑をおかけする場面があるかと思いま

すけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 それでは、最後の質問になりますが、滝川スキー協会も高齢化が非常に進んでいます。若い人が少のうございます。私がスキー連盟に入っていて全盛のときは、120人ぐらいのインストラクターがいました。今は、登録されているのは大体30名というようなことです。その中で、日中出てこられる方というのは、やっぱり若い方というのは勤めていますから、なかなか応援に出てこれないというようなことから定年退職者の方が多いわけですが、その定年退職者も高齢化が進んで、私ももちろんスキーをやっていますが、一番高齢の方は85歳、集まったときには、みんな年を取ったなというような話なのです。そして、中学生ぐらいになると逆に我々より上手な生徒がたくさんいます。そんなことから、果たして本当に教えていく自信があるのかと言うと、子供たちのためにということで踏ん張ってやっているわけですが、高齢化が進んでいく中で市としてもおんぶにだっこでなくて、これから連盟も含めて話し合い等が必要だと思うのですが、その辺の考えはどう思っていますか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 スキー授業につきましては、先ほど指導参事からもご答弁申し上げましたとおり、スキー協会のご協力の下、学校支援の一環として様々技術指導にご協力いただいております。子供たちの技術レベルに合わせてグループ分けをしながらきめ細やかな指導を行うには学校の教職員だけではやっぱり限界があって、こうしたスキー協会の指導員の方々にもご協力いただかなければいけないというふうに考えております。ただ、田村議員にただいまご指摘いただいたとおり、高齢化する中でこうした指導者の確保をしていくというのは今後大きな課題になってくるというふうに思っております。教職員の中にも指導員の有資格者はおりますし、補助という意味でいえば、PTAの中にもご協力いただいている方はいらっしゃいます。様々な形で地域のお力もお借りしながら、こうしたスキー授業を引き続き継続できるように今後も検討してまいりたいというふうに思っております。

○田村議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして田村議員の質問を終了いたします。

荒木議員の質問を許します。荒木議員。

○荒木議員 通告に従いまして質問させていただきます。

◎1、行政運営

1、定年延長に関するアンケート調査について

2、定年延長制度の概要について

まず、1、行政運営であります。要旨2つ項目がありますが、併せてお聞きしてもよろしいですか。それでは、定年延長に関するアンケート調査の関係と概要の周知ということで質問させていただきます。全職員に対して定年延長に関するアンケート調査を実施したと聞いておりますし、私もある方から見せていただきました。役職定年、定年引上げについて求められること等、アンケー

トに記載されている結果について主な内容、結果をもし差し支えなければ伺います。全職員に制度を周知するという意味でアンケート調査をやっていたいたということは、私は大変高く評価をしたいというふうに思います。さらに、この制度の概要を若い職員にも周知するために行った今回のことなのですが、あまりぴんときていないのかもしれませんが、内容を本当に理解しているのかなという疑いがありますので、その辺もどう分析をされているか伺います。

○議 長 荒木議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 定年延長につきましては、本年の第3回定例会におきまして荒木議員からご質問をいただき、過日職員を対象にアンケート調査を実施したところです。調査の実施に当たっては、回答しやすいよう匿名とし、オンラインを主に行い、140名の職員から回答を得たところであります。回答した職員の年代等については、職員の年齢構成にほぼ比例し、各年代からバランスよく回答を得るとともに、専門職、技術職を含め、職種を問わず回答を得たところです。

調査の設問内容につきましては、今後何歳までどういう働き方をしたいか、60歳以降の職員に期待する役割、役職定年に対する意識、定年引上げに向けて実施すべきことなどとしたところですが、調査結果の主な内容としましては、役職定年については役職を下りる職員、その職員と一緒に働く職員が互いに気を使うという声が多くあったほか、定年引上げに向けて求められることについては60歳以降の職員に適した職の設置という回答が多くありました。今後は、地方公務員法の改正内容を基本としつつ、職員の声を参考にしながら、市における制度導入に向けてこれらのアンケート調査の結果等も参考にしながら引き続き検討を進めてまいりたいというふうに思っておりますし、さきの定例会でも議論の場を設けるといような答弁もさせていただきました。今後そういった場を設けて検討していく予定をしております。

それと、定年延長制度の概要についての職員の理解というところですが、地方公務員法の改正が行われた際には、その概要について庁議を通じて職員の周知は既に行ったところです。それから、さらに今回のアンケート調査実施の際には、職員に対して地方公務員法の改正に伴う制度内容について改めての周知を行ったところですので、職員には一定程度の理解をいただいているというふうに思っているところですが、今後議論の場などでもそういった点も含めて議論していきたいというふうに思っておりますので、そこでの状況などを見て、必要に応じ、理解度の向上に向けたさらなる周知などに努めていきたいというふうに思っております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 再質をさせていただきますが、恐らく令和5年第1回定例会で条例改正という運びになると思いますので、この機会が本当に最後の機会と思うので、お聞きします。前回もそうなのですけれども、私になぜ、役職定年にこだわるかというのは大きく二、三点あるのですが、一番大きいのは、まず60歳になった年度末の、これは給料表の俸給によりますけれども、特に役職の高い方はその7割を保障される基本的な仕組みになっています。それで、分かりやすいのが部長経験者だった方なので、あえて申し上げますが、その7割の給料を保障して、その後の1年か2年か3年か、最終的には5年になるのですけれども、与えられる仕事が本当にコストに見合うような形になるのかどうか。気をつけなければいけないのは、市民の方と窓口で最前線で60歳まで勤め上げ

られる方もいますので、そういう方について65歳まで最終的にはそういう働き方をしたいのだということ、何も私はそれは否定するつもりはありませんが、一定以上の行政職にはスキルが高い方について、正直言って7割保障して、そんな楽な仕事をされたら、困るのですというふうに私は思います。

それと、基本的に生産年齢人口って60歳までというふうな定義なのですけども、定義というか、一応概念なのですけども、恐らくもう民間は率先してやられているので、10年後の制度が完結したときには65歳までが生産年齢人口なのだというふうに一般的になると思うのです。そうなったときに果たして、今は経過措置的なものなので何とも言えませんが、本当に役職定年をまともに導入して、民間で言う生産性というか、行政で言えば行政サービスの向上につながるのかという疑問があります。

したがって、ここでお伺いをしたいのは、部長から議論の場を設けるということはお約束いただきましたので、もう一つ、条例改正の条文の中に、通常は役職定年、総務省が示した案を基の条例案になると思うのですけれども、何らかの特例措置的なものを、これは難しいのですが、こういう方にはこういう特命的なことを残りの期間でもやってもらうというようなことをのせられないものかなというふうに思うのですが、今ここで完全にお答えすることは難しいと思いますが、お考えを伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいま条例改正の際に特例措置なども検討をというふうなお話でした。ただいま伺った話ですので、そういったところをどういうふうに盛り込んでいくのかというのは今後検討させていただきたいというふうに思います。ただ、いずれにしても、役職定年につきましては地方公務員法の改正の中でもそういったメリットが示されておりますので、これは基本というふうに考えております。ただ、その中でも、先ほどのアンケート調査の結果の中にもありましたが、60歳以降の職員、どういった職、どういった業務、どういったところに当たっていただくのかということについてはまだまだこれは検討の余地があるかなというふうに思っておりますので、そういったところを今後議論の場などでも検討していきたい。いろんな意見を伺っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 それでは、次に参ります。

◎2、財政運営

1、普通交付税調整額の追加交付について

財政運営ということで、普通交付税調整額の追加交付についてです。国税収入増による地方交付税率分の増に伴う地方交付税法の改正がなされました。増額分である1.9兆円のうち、地方が経済対策に合わせた独自の施策等を実施するための措置として5,000億円が自治体交付の対象額となります。滝川市の交付額がどの程度と予測されるか。また、現状での使途の想定を伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 国の補正予算に伴う普通交付税の増額についてですけれども、滝川市分としましては調整額の復活分として８８３万６，０００円、それから再算定分として１億１，９７７万４，０００円、合わせて１億２，８６１万円が交付されることとなっております。

現状での使途の想定ということですが、特定のものを想定しているものではありませんが、有効に活用できるよう検討していきたいというふうに思っております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 分かりました。使途については、今ここで明言することは難しいとは思いますが、１つ確認だけさせてください。今回の法改正の要綱を見たのですが、要綱の中に経済対策事業や経済対策に合わせた独自の地域活性化等の円滑な実施に必要な財源を国は措置すると書いてあります。交付税ですから自由に使っていいはずなのですが、一応国はこういう目的で措置するのだと書いてある以上、後々使途によってこれは問題だとかと言ってくることはないですよ。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今回の再算定の方法としましては、議員から今お話のありました臨時経済対策費というようなところを算定の中に入れていているということになっておりますが、このことによって普通交付税の使途をそのことで限定されるということはないというふうに思っております。

○議 長 荒木議員。

◎３、公園行政

１、スポーツ関連設備について

２、利用に関する制約の有無について

○荒木議員 それでは、３、公園行政、スポーツ関連設備についてなのですが、実はこのことを質問しているのは、個別の相談案件がありまして、その個別のことを言うつもりはないのですが、ちょっと悩ましい問題だなということを実は今回のことで感じました。市議会だよりというのがあるので、私たちはこういうことを質問していますと発信するツールがありますので、このことを私は載せたいというふうに思っています。理由は、市民の方の勘違いされている部分もあるのだろうという判断と、やはり市民も行政も、町内会もそうかもしれませんが、一体となっていていろいろと対策を考えていかなければいけないなということを思っていますので、質問させていただきます。

市内公園には様々な遊具、幼児遊具を含め設備の設置がなされていますが、隣接する住民とのトラブルもあると承知しています。最近報道されている長野での子供の声がうるさいので、公園を廃止したということが報道されていますが、例えばバスケットゴールについて設置当初の経緯では中高生、若者、またはそれ以上の社会人の練習場として利用するケースが考えられますが、市が勝手にやっていると思っている市民もいらっしゃいます。したがって、バスケットゴールのことでどういう設置経緯に至っているのかというのをまずは伺います。

○議 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 地域に隣接する街区公園を全面改修、また新たな施設を更新する場合には、地域の実情に応じた遊具や施設、そういうものを選定して計画を示し、その中で地域に下ろして説明会を実

施しているところです。説明会におきましては、いろんな意見、それからアンケートの結果をできる限り反映した中で地域の希望に沿った遊具、それから施設を整備しておりますので、市の意向だけで判断をするのではなく、地域の意見を十分に取り入れた形で地域に親しまれる整備となるように努めているところでございます。ご質問にありますバスケットゴールにつきましても、地域の要望から設置したものとなっております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 2番目について質問させていただきます。今部長からご答弁があったとおり、地域の意見を尊重しているのだと思いますが、難しいのは時の地域の意見だということなのです。つまりここ最近家を中古で買われたり、新しい方が入られたりというときに、たまたま隣接する方が音がうるさいとか、声がうるさいとか、そういうことで、私たちは希望なんかしていないという、それは接点はどこまでいってもないのですけれども、隣接する住民にとって生活に支障が出る等の問題が発生した場合について、設置者である滝川市としてどのような対応を今後考えるかということなのですけれども、設置者の責任とか、あるいは利用者のモラルとか、本当に隣接する、バスケットゴールと壁を1枚隔てて住んでいる方もいらっしゃるの、そういう生活権の問題とか、もともと公園というのは自由に使えるというのが前提ですので、恐らく立て看板で利用時間の協力を求めるぐらいしかできないと思うのですけれども、何らかの解決策がないと今後ますます細かいトラブルが発生するのではないかというふうに危惧しますので、今後どのような対応が可能かということ伺います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 公園の利用に当たっては、地域の実情やニーズの変化に伴って遊具、施設の利用方法についてご意見、ご要望が寄せられるということがあります。質問のような隣接する住民の方にとっては、日々の日常生活の中でそういう騒音等、支障となるような問題が発生するということもございします。そういった場合には、注意喚起として看板を設置するなどして利用者のマナー、それから利用方法の改善をまずは呼びかけております。それをもってまだ改善をされない場合につきましては、市職員でのパトロール、教育委員会、町内会などと様々な連携の中で改善に向けての対応を図っております。そのような中でもなかなか改善されない場合も想定もされますので、施設が老朽化して危ないといった問題で撤去することは中にはありますけれども、このような騒音とかいろんな苦情がある中では、地域の方、あるいはいろんな方の意見を聞きながら、その施設そのものが本当に要るのかどうかも含めてまた再検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○荒木議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

これもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 報告第1号 監査報告について

報告第2号 例月現金出納検査報告について

○議長 日程第3、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第1号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、市民生活部で、令和3年度の執行事務を対象に実施いたしました。

監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、指摘事項は特になく、監査した限りにおいておおむね適正に執行または管理されていると認められますが、注意が必要と思われる事項といたしまして、行政財産使用料の日割計算の誤りにより金額を少なく請求しているもの、物品の不用決定を行わずに廃棄を行っているもの、独り親家庭等医療費の算出誤りにより金額を少なく支出しているものなどがありました。また、契約事務において6か月間の契約期間のうち5か月間分の使用料しか支出していないもの、団体事務において二重支出により過払いとなっているものがありました。これらについては、関係規定等に基づき適正な事務処理をされるよう対象部局に対する講評において指導いたしました。

以上で報告第1号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第2号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和4年7月分から9月分までの例月現金出納検査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金及び歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日、検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。また、計数以外の書類検査であります。指摘事項は特になく、軽易な事項につきましては講評または検査の過程において指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第2号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号及び第2号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第4 意見書案第1号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める要望

意見書

○議長 日程第4、意見書案第1号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める要望意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案1件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める要望意見書。送付先は、厚生労働大臣、財務大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

(何事か言う声あり)

◎日程の追加について

○議長 ただいまの意見書案第1号でございますが、議事日程の中に日程第4のところに記載がございませんでしたので、これを追加議案として取り扱うことといたしたいと思っておりますので、よろしくお取り計らい願います。追加日程として日程第4の意見書案第1号を議事日程の中に追加するという事で確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

◎日程第5 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 それでは、引き続き日程第5、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第4回定例会以降における閉会中継続調査等の申出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

(何事か言う声あり)

○議長 長 大変失礼いたしました。先ほどの追加案件につきましての意見書案第1号につきまして、この件につきましては滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は可決されました。

◎市長挨拶

○議 長 以上をもちまして予定されました日程は全て終了いたしました。市長から発言の申出がございますので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 令和4年第4回滝川市議会定例会閉会に当たりまして、議長にお許しをいただきまして一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

12月2日に開会されました本定例会でございますが、本日までの8日間、議員各位におかれましては積極的に真摯にご議論いただきまして、提出された案件全て可とご認定いただきましたことに心からのお礼を申し上げる次第でございます。まだまだコロナウイルス感染拡大が止まらないところでございますけれども、年末に向けてそれぞれがぜひとも感染防止に気をつけられて、健やかな新年を迎えられますことを心からご祈念申し上げる次第でございます。また、本定例会をもって退職される議員、水口議員におかれましては27年間、佐々木議員におかれましては1期4年間、滝川市政のために大変お力添えをいただきましたことを心から感謝とお礼を申し上げまして、本定例会閉会におけるご挨拶とします。大変ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議 長 今定例会終了に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

まずは、今年1年間大変ご苦労さまでございました。今年はロシアによるウクライナ侵攻に始まり、急激な円安、そして物価高騰、そして先の見えないコロナ感染、そしてまた旧統一教会による社会問題など、国民における不安と、そして我慢を強いられる1年だったかと思います。こういつた中で滝川市民の生活のためにかじを取られてこられました市長並びに市職員に対しまして改めて感謝を申し上げる次第でございます。さて、いよいよ来年は統一地方選挙ということで、来年は新たな議会構成がされることと思いますが、何よりも来年こそは市民にとって平穏で安らかな年が迎えられることを心よりお祈り申し上げまして、今定例会終了に当たってのご挨拶とさせていただきます。1年間大変ご苦労さまでした。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和4年第4回滝川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時10分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員